
第2章 火葬場の関連法規の変遷と機能について

1. 火葬の一時禁止と再開
2. 火葬に関する取り締まりの流れ
3. 現在の関連する法規について
4. 火葬場の機能について

第2章 火葬場の関連法規の変遷と機能について

1. 火葬の一時禁止と再開

1) 火葬の禁止

現在では火葬が盛んな日本でも、火葬の普及は順風満帆だったわけではなく、政策の影響を受けてきた。明治6年(1873)7月18日、太政官布告により、火葬が全面的に禁止された。火葬禁止は明治新政府の神道国教化政策によるもので、平田国学(復古神道)の流れをくむ政府の神祇官僚たちによって、廃仏毀釈とともに幕藩体制下で国教的扱いを受けてきた仏教を圧迫するため、仏葬としての火葬を問題視してきたことにある。

東京府(当時)では、御府下の朱引内(江戸の府内)にある従前の墓地においては今後の埋葬を禁止、9ヵ所の墓地を定めそこに埋葬するようといった「墓地取扱規則」を定め墓地の整備を行なった。

2) 火葬の再開

いったん全て土葬に切り替えられたものの、埋葬地の不足など混乱が起こり、明治8年(1875)5月23日、太政大臣三條實美は火葬禁止を解いた。この布告により火葬禁止以前に火葬業を行っていた者を中心に火葬再開願いが続々と出された。

全国各地からの火葬再開の問い合わせについて、6月24日に内務卿大久保利通は各府県に火葬場の取り扱いについて通達を出した。

東京府下は朱引外で、その他の地方は市街村落の外で人家からの遠隔地とし、土地にかけられる税金が安く、土地の利用価値が低い所に火葬場を置くようにという指導であった。火葬場を取締りの対象とするもので、都市化による墓地不足もあり、火葬を必要悪としても認めざるを得ないというものであった。

更に火葬場の建設や運営の費用については人民の自弁とすることや、遺骨をその場所に埋めることが禁じられた。このことにより東京では火葬場は寺院の運営から離れ、独立採算となり民営化の道を歩むことになる。また火葬場が墓地と分離させられることになり、今後の火葬場の立地に影響を与えることになった。

2. 火葬に関する取り締まりの流れ

1) 公衆衛生としての火葬と取締りの強化

明治8年(1875)に火葬が再開されることとなったが、従来の慣習として行なわれていた火葬をそのまま認めたというものではなかった。火葬再開後に出された通達によって火葬場の設置は制限を受けることになったが、まだ取締りの内容はさほど厳しくなかった。火葬の煙をまとめ煙出しから出す方式がとられていたが、その臭気は問題視されていた。

東京・千住火葬場(現在は廃止)は、その位置があまりにも住宅地に近いことから、たびたび臭気が問題となっていた。火葬はコレラを媒介するといううわさが流れ、明治10年(1877)に火葬場の調査が依頼された。結果は「火葬がコレラなどの伝染病を媒介するというのは根拠のない話で、むしろ伝染病対策に対しては有効な方法であり推奨すべきである。しかし臭気に関しては近傍の住民に不快感を与えているため、焼却炉の改造が必要である」ということであった。

更にコレラの流行を受け明治12年(1879)に「虎列刺病豫防假規則」が制定され、その後の伝染病予防法とともに伝染病による死亡者の火葬が義務付けられることになった。

明治12年「府縣(ふけん)衛生課事務事項」が定められ、墓地の位置や境界および埋葬、火葬の手続きを定めることと、埋葬場の地形や火葬場の構造を檢察し取締方法を設けることが定められた。埋葬(土葬)が盛んであった地域にも、伝染病対策の火葬場が設置されることになった。

明治17年(1884)には墓地を加え「墓地及埋葬取締規則」が交付され、墓地、火葬場とも許可制となった。またこの規則の執行方法を警視総監府知事縣令で定め内務卿に届出るものとし、細目の素案を各府縣に示した。

内容は、「火葬場は人家および人民の輻輳(ふくそう)*の地から120間(約216m)以上離し、風上とならない場所を選び、煙突を設け、臭煙を防ぐ装置を設け、周囲に塀を設ける。ただし林原野等で人家から離れた場所の時は除く」といったもので、火葬場の位置の基準を明確に記し、火葬炉の構造にも触れ、目立たないように火葬を行なうようにといったものであった。当時、ほとんど火葬が行なわれていない地方もあったが、全国一律に通達を出した。

この時の通達が都道府県毎の許可基準の基となっており、現在も条文にその名残が見られる。

※物が1ヵ所に集中し混雑する様態をいう。

2) 墓地、埋葬等に関する法律の制定

戦後、昭和23年5月31日に、法律第48号により「墓地、埋葬等に関する法律」(以下「墓理法」という。)が制定され、これに基づいて「墓地、埋葬等に関する法律施行細則」が同年7月13日に定められた。同法は、明治17年(1884)の「墓地及埋葬取締規則」等の従前の規則及び、「埋火葬の認許等に関する件」の内容を踏襲したもので、墓地や埋葬等に関して国民の宗教的感情に適合するとともに、公衆衛生と公共の福祉の見地から詳細の規定を設けたものであった。

火葬に関して一部抜粋した部分を示す。

①火葬とは死体を葬るためにこれを焼くことを言う(第2条第2項)

②火葬場とは火葬を行う施設として都道府県知事の許可を受けたものを言う(第2条第7項)

③火葬を火葬場以外の施設で行ってはならない（第4条）

④火葬場の経営、施設の変更（及び廃止）には都道府県知事の許可が必要である（第10条）

この場合における許可の基準は、各地の火葬需要、風俗習慣、宗教感情、地理的条件等により異なるものであり、全国一律の基準になじまないため、都道府県知事の裁量に委ねられている。

墓理法は基本的には従前の「墓地及埋葬取締規則」等の内容を遵守したものであったが、火葬は遺体の処理ではなく葬る行為の一部であるということを明確に表現している。明治初期の火葬再開以降、火葬場は処理場としての扱いが強くなったが、本来の葬送の場として扱おうとするものと考えられる。

また火葬場の計画・運営は極めて高い公共性が求められることから、厚生省（当時）からの通達等（昭和43年4月5日 環衛第8058号）により、運営の主体は地方公共団体が望ましいとされ、やむを得ない場合でも宗教法人か公益法人とされている。

火葬場の位置に関する条項は都道府県の墓地、埋葬等に関する法律施行細則や条例で定められている。その条項のベースは明治17年10月4日に交付された「墓地及埋葬取締規則」に関する事項として11月18日に各府県に示された細目の素案が基準になっている。現在でもほとんど手がつけられず、残っているところもみられる。

しかし都道府県によっては現状にそぐわないということで、規制を緩和するなどの動きもみられる。更に許認可の権限を市区町村に移したり、施行細則を廃止し条例化したりしている。

その後、この墓理法は、一部の改正はみられるものの、基本的事項は変わらず、現在に至っている。

3) 国の地域主権改革に伴う都から市区町村への権限移譲

国の地域主権改革の考え方にに基づき、平成23年8月30日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）」（第2次一括法）等により、44の法律に基づく都道府県の事務が、平成24年4月1日に市区町村へ移譲された（一部の事務は平成25年4月1日に移譲）。

墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可、立入検査、使用禁止命令等

ア 都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可、墓地の区域、納骨堂及び火葬場の施設の変更、墓地、納骨堂及び火葬場の廃止の許可並びにこれらの許可の取消し（墓地、埋葬等に関する法律（昭23年法第48条）第10条第1項及び第2項、第19条）については、すべての市へ移譲する。

イ 都道府県知事並びに指定都市、中核市及び保健所設置市の長が処理している火葬場への立入検査並びに墓地、納骨堂及び火葬場への報告の要求並びに施設の整備改善、使用制限及び禁止命令（墓地、埋葬等に関する法律第18条第1項、第19条）については、すべての市へ移譲する。

3. 現在の関連する法規について

火葬場の位置に関する法律として、建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）と都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号）がある。そこでは位置について都市計画決定を原則とすることが定められている。

火葬炉の仕様に関する事項は、法令等に定められていないので、火葬炉設備の設計・施工に当たっては関連する法令等を参考にする。現在、大気汚染防止法の対象施設とはなっていないが、各地方公共団体とも同法及びその他関連条例等に定めている規制基準値を目標値としている。

1) 建築基準法

法第 2 条第 2 項に特殊建築物として火葬場がある。また法第 51 条に都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならないとされている。但し、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合を除くとされている。

建築基準法の手続き的な側面から分類すると次の 3 種類に分けられる。

- A 施設の位置について都市計画決定が必要とするもの。
- B 施設の敷地の位置について特定行政庁が都市計画審議会の議を経て許可するもの。
- C 建築基準法上の手続きのみでよいもの。(政令で定める範囲内での新築・増築・用途変更)

また特定行政庁の許可で良い場合は、建設計発第 29 条 計画局長・住宅局長通達（昭和 35 年 1 月 25 日）により次のようにされている。

- ① 市街化の傾向の少ない場所で、周囲に対する影響が少ない場合
- ② 暫定的なものである場合
- ③ 用途地域や都市施設等の既定都市計画がない場合あるいはそれらの計画の構想が確定していない場合
- ④ その他の関係部局が公益上やむを得ないと認める場合

2) 都市計画法

法第 11 条に都市施設として都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設で必要なものを定めるものとする。その中で火葬場は市場、と畜場と同類に扱われており、墓園は公園と同じ扱いとなっている。都市計画決定は、その種類や規模によって、都道府県知事が行うものと市区町村が行う場合がある。

墓理法第 11 条において、「但し、都市計画事業として施行される場合は都市計画法第 59 条の許

可また、承認をもって許可があったものと見なす」とあることから墓埋法より都市計画法が優先されていることが分かる。火葬場の場合、都市計画事業で実施した例は少ない。

火葬場の用地選定の主な基準については、「計画標準（案）」（昭和 35 年建設省）がある。この基準は当初からあくまでも目安とされ拘束力はないものであるが、他に参考となる基準がないため、計画標準（案）をもとに判断する場合がある。

これはまだ野焼き施設が多く見られたときの調査に基づき策定されたもので、昨今の建設事情にそぐわない場合が多いため、こだわらないで総合的に判断しようという傾向がみられる。その緩和の度合いは都道府県により異なっている。

4. 火葬場の機能について

1) 火葬場での葬送行為の流れ

火葬場での一般的な葬送行為の流れは次の図2のようになる。

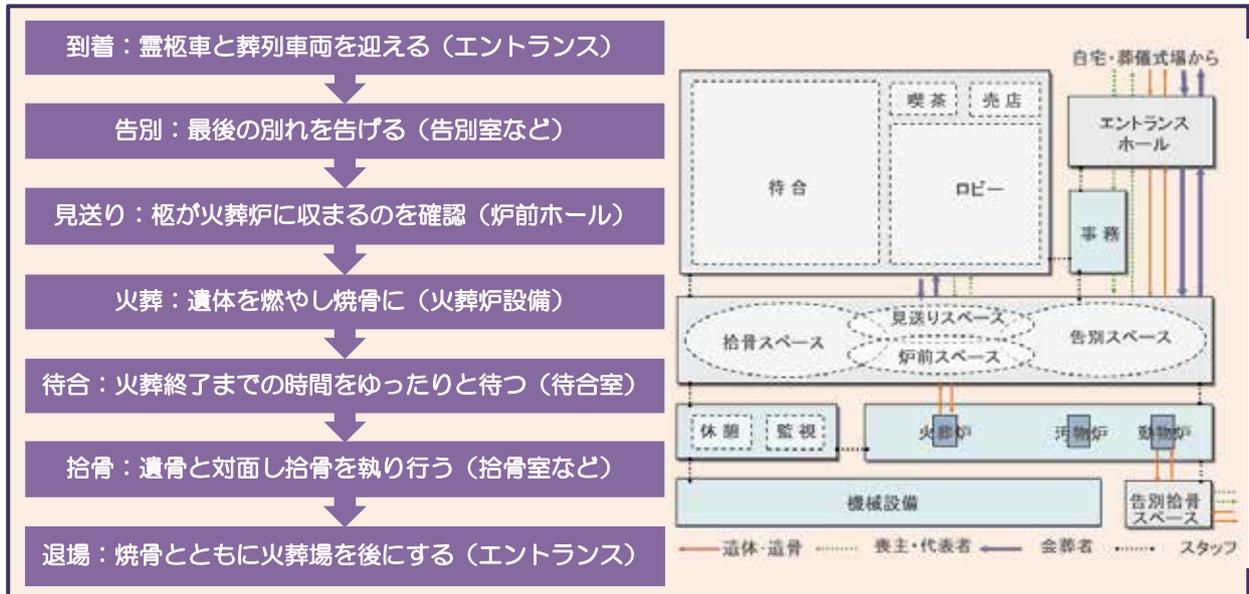


図2 火葬場の葬送行為の流れ

地域の慣習によっては、柩を火葬炉に収めると全員が帰宅するところもある。先に火葬場で火葬を行い焼骨での葬儀告別式を行う、いわゆる「骨葬」が行われている所もある。

通夜から葬儀・告別式が行える、葬儀式場が併設されていることもある。

2) 火葬場の役割と機能

火葬場は一部の民営の火葬場と、公営の火葬場として市区町村が単独で設置するか、いくつかの市区町村が一部事務組合を設置し広域により建設・運営されている。建設・運営にあたっては国からの補助制度がなく単独事業とされている。設置者の考えで、施設設備もサービスも多様である。施設の規模についても、集約して一定の大きさにする場合と、自治体単独でも分散配置する例もある。

日本の火葬場は、明治期の政策での火葬禁止と再開で、公衆衛生の面から遺体処理として焼却する場所として扱われてきたが、火葬の意味と火葬場本来の役割から、弔いの場として告別、炉前確認、待合、拾骨の場を提供するものになっている。

注) 火葬場内で焼骨を拾う行為を拾骨または収骨と表現する場合がある。収骨は壺に焼骨を収めることであるが、日本の場合、職員でなく会葬者が焼骨を拾い骨壺に収めるため、表現としては拾骨を使用した。室名等は実際の施設で使われている名称の収骨室とした。

コラム1 全ての人を平等に、世界遺産となった火葬場

スウェーデンでは、現在も国民の約8割が国教のルーテル福音派キリスト教に属している。16世紀から数世紀間に渡って国教システムが続いていた。長く続いた国教システムも2000年に廃止された。国教システムの時、教会税を納付することで葬送に関するサービスを受けられた。国教システムの廃止により、収入に基づく強制的な葬儀納付金（埋葬税）を納めることにより宗教に関係なく平等にサービスを受けることになった。

森林墓地「Skogskyrkogården」（スクークス・シュルコ・ガーデン）はストックホルム市の南部にある。火葬場もその中にあり「森の火葬場」と呼ばれている。墓地全体は102ヘクタールで、1917年に建設が開始され、全体は1940年に完成した。合計8万5千基の墓があり、約30万人が埋葬されている。

ヨーロッパの火葬運動の中でスウェーデンも1920年代の後半から活発になる。火葬数の増加により1935年にこの墓地に火葬場を造ることを決めた。

火葬場は2つの小さい礼拝堂と、1つの大きい礼拝堂で構成され、それぞれ独立したエントランスを持ち、中庭と待合室で1つのユニットを組んでいる。会葬者は中庭から待合室を経由して礼拝堂に入る。儀式が終わると直接礼拝堂から退出し会葬者同士が顔を合わせることはなく、会葬者集団の個別化が図られている。



入口からランドスケープを望む



入口から礼拝堂へ向かう石畳



「生・死・生」を表す壁画の聖十字架礼拝堂

3つの礼拝堂は全て柩を取り囲むような形式で座席が配置されている。それぞれ異なった壁画が装飾されている。特定の宗教を示すものは建物からは除かれているが、祭壇に飾るためシンボルは用意されている。告別儀式の終了後、柩に砂が3回掛けられる。その後柩は埋葬されるようにリフトによって地下に下げられる。埋葬の再現である。これで会葬者は退場する。

通常遺族は炉前ホールでの柩の見送りに立ち会わない。火葬する前に炉前ホールで告別を行なう習慣があるヒンズー教徒などには希望があれば立ち合わせている。

亡くなくても全ての人を平等に、この墓地・火葬場はその象徴で、建設後60年以上が経過したが現在もほぼ当時のままの形で使われている。その美しい景観により、20世紀以降の建築としては初めて、1994年にユネスコの世界遺産に登録された。